

別添様式1－(1)

自然環境整備計画(国立公園整備事業)  
【令和8年度～令和12年度】

み え け ん  
三重県

令和7年12月

別添様式1-(2) 目標、計画期間及び整備方針(自然環境整備計画(国立公園整備事業))

都道府県名	三重県	対象地域	三重県(伊勢志摩国立公園)
-------	-----	------	---------------

計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 12 年度
------	--------------------

<b>目標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ワークーション等の新たな利用を含む国内利用者の誘客に向けた自然公園施設の衛生環境の向上</li> <li>○ インバウンド対策の推進</li> <li>○ 自然公園施設の老朽化対策の推進</li> <li>○ 伊勢志摩国立公園におけるナショナルパーク化に向けた取組の継続</li> </ul>
--

<b>目標設定の根拠</b> 対象地域の現状 伊勢志摩国立公園は、三重県中央部に位置する志摩半島とその周りに広がる国立公園で、昭和21年11月20日に指定されている。伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町の4市町にかけて、およそ6万haの面積を占め、伊勢神宮と背後に広がる自然豊かな森林環境を中心とした内陸のエリアと、複雑な地形・地質及び小さな入り江と岬が無数に点在するリアス海岸に代表される海沿いのエリアのおおよそ2つに分けられる。他の国立公園に比べ、私有地の割合が96%と非常に高く、公園内の居住人口が多いため、そこに住む人々の暮らしや歴史、文化と、豊かな自然の融合を体感できるのが当該公園の大きな特徴である。平成28年には、「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルへの選定を受け、「ステップアッププログラム2020」を策定し、「訪日外国人利用者10万人」を目標に取組を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり目標達成にはいたらなかった。「ステップアッププログラム2025」では訪日外国人利用者数をコロナ影響前の7.1万人とする目標をたて取組んでおり、2024年時点では訪日外国人数は9.4万人となり目標を達成している。今後も国内外の幅広い利用層の誘客促進とそれに伴う地域活性化を図りつつ、インバウンドを見据えた継続的な取組が必要であり「ステップアッププログラム2030」の改訂が予定されている。
<b>課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内利用者の誘客拡大を図るためには、施設の老朽化対策を含めた自然公園施設の快適な利用環境の整備が不可欠である。</li> <li>・ インバウンド復活を見据え、ビューポイントやアクセスルートを中心に多言語対応の標識や公衆トイレの洋式化等の整備を進めていく必要がある。</li> </ul>

<b>対象地域の整備方針</b> (1) 老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老朽化により利用者のニーズに対応できなくなった施設は、自然景観に配慮した施設に改修、または更新を行う。[A][D][E]</li> <li>○ 利用者の安全確保のための転落防止柵等の施設は、長寿命化や施工性を考慮し、擬木やアルミ製の採用を検討する。[A][B][C]</li> </ul>	<b>方針に沿った主要な事業</b> (伊勢志摩国立公園) 1近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(1)[A] 2箱田山園地整備事業[B] 3渡鹿野園地整備事業[C] 4近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(2)[D] 5登茂山園地整備事業[E]
(2) 衛生環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、ワークーション等新たな利用が見込まれる地域において、老朽化した公衆トイレの改築や、洋式化を実施する。</li> </ul>	(伊勢志摩国立公園) 3渡鹿野園地整備事業

<b>目標を定量化する指標</b>									
指標	単位	定義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値			
						基準年度	目標年度	目標年度	目標年度
公園の利用者数	人/年	伊勢志摩国立公園の利用者数	入込客数推計書を活用して推定数を算出	県内2国立公園における誘客対策効果の指標とし、現行の1.1倍程度の利用者数を目標とする。	759.8万人	令和6年	835.8万人	令和12年	令和12年
公園の外国人利用者数	人/年	伊勢志摩国立公園の外国人利用者数	外国人入込客数推計書を活用して推定数を算出	国立公園のインバウンド復活に向けた取組効果の指標とし、現行の1.1倍程度の利用者数を目標とする。	9.4万人	令和6年	10.3万人	令和12年	令和12年

<b>その他必要な事項</b> 
---------------------

別添様式1-(2) 目標、計画期間及び整備方針(自然環境整備計画(国立公園整備事業))

都道府県名	三重県	対象地域	三重県(吉野熊野国立公園)
-------	-----	------	---------------

計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 12 年度
------	--------------------

<b>目標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ワークーション等の新たな利用を含む国内利用者の誘客に向けた自然公園施設の衛生環境の向上</li> <li>○ インバウンド対策の推進</li> <li>○ 自然公園施設の老朽化対策の推進</li> <li>○ 伊勢志摩国立公園におけるナショナルパーク化に向けた取組からの吉野熊野国立公園への水平展開</li> </ul>
---

<b>目標設定の根拠</b> <p>対象地域の現状</p> <p>吉野熊野国立公園は、三重県、和歌山県、奈良県にまたがり、大杉谷や大台ヶ原の山岳、熊野灘にそそぐ熊野川、北山川の河川、尾鷲から潮岬にかけての本州最南の熊野灘にのぞむ海岸線からなる変化に富んだ公園で、昭和11年2月1日に指定されている。三重県では、大台ヶ原東面の大小100に達する滝や淵が連続する大杉谷の山岳エリアと、尾鷲、鬼ヶ城から七里御浜を経て熊野川までのリアス海岸や平坦な磯浜を形成する海岸エリアのおおよそ2つに分けられる。大杉谷については、ユネスコエコパークに認定されるとともに、熊野への参詣道である熊野古道は世界遺産に認定され、世界的にも価値のある地域として認められている。今後、ナショナルパーク化に向け取り組んだ伊勢志摩国立公園と、吉野熊野国立公園の県内2国立公園の異なった魅力を体感する横断的な利用拡大が期待される。当該公園施設は、昭和40年代から県が整備を行っているが、老朽化した施設が散見されることから、多くの改修要望が寄せられている。</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内利用者の誘客拡大を図るためには、施設の老朽化対策を含めた自然公園施設の快適な利用環境の整備が不可欠である。</li> <li>・ インバウンド復活を見据え、ビューポイントやアクセスルートを中心に多言語対応の標識や公衆トイレの洋式化等の整備を進めていく必要がある。</li> </ul>
--

<b>対象地域の整備方針</b> <p>(1) 老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老朽化により利用者のニーズに対応できなくなった施設は、自然景観に配慮した施設に改修、または更新を行う。</li> <li>○ 利用者の安全確保のため、大杉谷等山岳地における施設は、長寿命化や施工性を考慮し、擬木やアルミ製の採用を検討する。</li> </ul>	<b>方針に沿った主要な事業</b> 6大杉谷線道路(歩道)整備事業
---	---------------------------------------

目標を定量化する指標									
指 標	単 位	定 義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値		
					基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
公園の利用者数	人/年	吉野熊野国立公園の利用者数	入込客数推計書を活用して推定数を算出	県内2国立公園における誘客対策効果の指標とし、現行の1.1倍程度の利用者数を目標とする。	102.4万人	令和6年	112.6万人	令和12年	

<b>その他必要な事項</b>
-----------------

別添様式1-(3) 交付対象事業経費配分等一覧表(国立公園整備事業)

都道府県名		三重県														
総事業費(合計)		250,500		交付対象事業費(合計)				250,500		交付限度額(令和8年度~令和12年度)					125,250	
番号	公園名	事業名	事業箇所	事業主体	(参考)全体 事業費	(参考)全体事業期間		総事業費	交付対象 事業費	(参考)うち 都道府県費	(参考)うち 市町村費	(参考)交付対象事業費の年次配分				
						開始年度	終了年度					1年目(R8年度)	2年目(R9年度)	3年目(R10年度)	4年目(R11年度)	5年目(R12年度)
1	伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(1)	鳥羽市	三重県	40,000	R9	R12	40,000	40,000	20,000	0	10,000	10,000	10,000	10,000	
2	伊勢志摩国立公園	箱田山園地整備事業	鳥羽市	三重県	50,000	R10	R12	50,000	50,000	25,000	0	20,000	20,000	10,000		
3	伊勢志摩国立公園	渡鹿野園地整備事業	志摩市	三重県	25,000	R10	R12	25,000	25,000	12,500	0	1,500	3,500	20,000		
4	伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(2)	志摩市	三重県	7,500	R9	R10	7,500	7,500	3,750	0	3,500	4,000			
5	伊勢志摩国立公園	登茂山園地整備事業	志摩市	三重県	68,000	R10	R12	68,000	68,000	34,000	0	6,000	6,000	56,000		
6	吉野熊野国立公園	大杉谷線道路(歩道)整備事業	大台町	三重県	60,000	R9	R12	60,000	60,000	30,000	0	20,000	20,000	10,000	10,000	
合計					250,500			250,500	250,500	125,250	0	0	33,500	61,500	49,500	106,000

(金額の単位は千円)

別添様式1-(4) 交付対象事業概要等一覧表(国立公園整備事業)

都道府県名		三重県								
番号	公園名	事業名	事業概要	新規・再整備	既存施設の有無	既存施設の概要	整備年度	国庫補助の有無	国立公園事業の手續	交付対象事業の区分
1	伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(1)	標識改修、木橋改修、手摺改修 1式	再整備	○	近畿自然歩道(No.11~12)歩道1式	H10~14	○	△	老
2	伊勢志摩国立公園	箱田山園地整備事業	標識整備、手摺改修、園地整備(木製デッキ) 1式	新規・再整備	○	案内看板・標識1式、手摺1式	H7~H9	○	△	老・国
3	伊勢志摩国立公園	渡鹿野園地整備事業	立水栓設置 1式	新規	×	-	-	○	△	国
			手摺改修 1式	再整備	○	手摺1式	S63	○	△	老
			公衆トイレ改修(洋式化) 1棟	再整備	○	公衆トイレ1棟	H3	○	△	老
4	伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(2)	案内標識・誘導標識改修、舗装工1式(大王町・浜島)	再整備	○	近畿自然歩道(No.16~19)歩道1式	H10~12	○	△	老
5	伊勢志摩国立公園	登茂山園地整備事業	キャンプサイト芝生整備 1式	再整備	○	キャンプサイト 1式	H20	○	△	老
			博物館展示施設改修 1棟	再整備	○	博物館展示施設1棟	S52	○	△	老
6	吉野熊野国立公園	大杉谷線道路(歩道)整備事業	四阿改修 3棟(ニコニコ滝・七ツ釜滝・千尋滝)	再整備	○	四阿3棟	S56~58	○	△	老
			標識改修 1式	再整備	○	標識1式	S57	○	△	老・国
			階段改修 1式	再整備	○	歩道1式	S56~57	○	△	老
			チェーン手摺改修 1式	再整備	○	チェーン手摺1式	S56~57	○	△	老

別添様式1-(5)概要図(自然環境整備計画(国立公園整備事業))(三重県)

都道府県名	三重県	対象地域	伊勢志摩国立公園・吉野熊野国立公園	所在地	-
-------	-----	------	-------------------	-----	---

別 添

## 別添 1

事前評価用チェックシート（自然環境整備計画（国立公園整備事業））伊勢志摩国立公園

都道府県名	三重県	計画期間	令和 8 年度～令和 12 年度
個別地域名	-	評価年度	令和 7 年度
1 事業の必要性			チェック欄
★ (1)	事業区域の自然環境、施設整備の現状及び利用の動向等から、事業を実施する必要が認められる。		○
★ (2)	上位計画との整合性が確保されている。		○
★ (3)	同じ国立公園の直轄事業との整合性が確保されている。		○
★ (4)	自然環境整備交付金取扱要領の 1 に定める交付対象事業等である。		○
2 事業の有効性			チェック欄
★ (1) 公園等の利用			
	① 公園利用者の安全確保のための老朽化施設の整備である。		○
	② 訪日外国人の快適な公園利用の整備である。		○
	③ 利用環境の向上、適正な利用の誘導のための整備である。		○
	④ 質の高い、魅力ある景観づくりのための整備である。		○
	⑤ 全ての人を楽しめるようユニバーサルデザイン等を考慮している。		○
	⑥ 国際的な保護地を活用するための整備である。		○
(2) 公園等の保護			
	① 生物多様性の確保や自然環境の保全等のための整備である。		○
	② 地域に固有の風景を保護するための整備である。		○
3 目標と指標の妥当性・実現可能性			チェック欄
★ (1) 目標と指標の妥当性			
	① 目標に対応した適切な指標が設定されている。		○
	② 指標及び数値目標と事業内容の整合性が確保されている。		○
(2) 経済性			
	長寿命化やコストの削減に努めるなど経済性に配慮している。		○
(3) 自然環境等への配慮			
	自然環境や地球環境に対し、以下のような配慮をした事業である。 ・ 整備による風景への影響を最小限とするよう配慮 ・ 省エネの推進や再生エネルギーの活用 ・ 地域材等の天然材料等、生態系に配慮した資材の利用 ・ 外来種の持ち込み対策等に対する施工上の配慮 ・ 木材を利用する場合に間伐材を使用 ・ 廃棄物が発生する場合にリサイクル等を推進		○
★ (4) 実現可能性			
	① 関係機関や地域との合意が形成されている。		○
	② 整備完了後適切に維持管理が実施される予定である。		○
	③ 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。		○

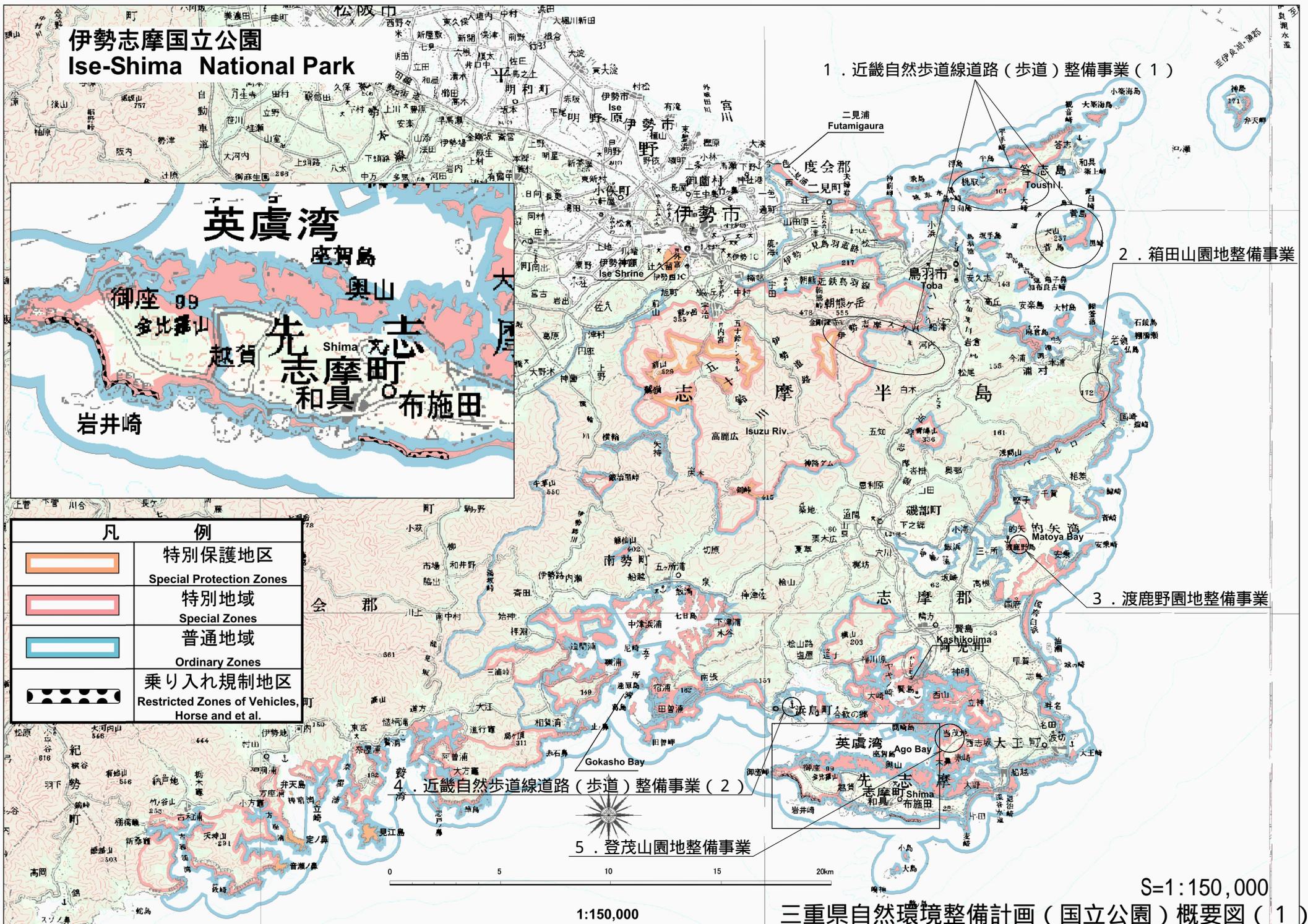
注：★は必須項目

別添 1

事前評価用チェックシート（自然環境整備計画（国立公園整備事業））吉野熊野国立公園

都道府県名	三重県	計画期間	令和 8 年度～令和 12 年度
個別地域名	-	評価年度	令和 7 年度
1 事業の必要性			チェック欄
★ (1)	事業区域の自然環境、施設整備の現状及び利用の動向等から、事業を実施する必要が認められる。		○
★ (2)	上位計画との整合性が確保されている。		○
★ (3)	同じ国立公園の直轄事業との整合性が確保されている。		○
★ (4)	自然環境整備交付金取扱要領の 1 に定める交付対象事業等である。		○
2 事業の有効性			チェック欄
★ (1) 公園等の利用			
	① 公園利用者の安全確保のための老朽化施設の整備である。		○
	② 訪日外国人の快適な公園利用の整備である。		○
	③ 利用環境の向上、適正な利用の誘導のための整備である。		○
	④ 質の高い、魅力ある景観づくりのための整備である。		○
	⑤ 全ての人を楽しめるようユニバーサルデザイン等を考慮している。		○
	⑥ 国際的な保護地を活用するための整備である。		○
(2) 公園等の保護			
	① 生物多様性の確保や自然環境の保全等のための整備である。		○
	② 地域に固有の風景を保護するための整備である。		○
3 目標と指標の妥当性・実現可能性			チェック欄
★ (1) 目標と指標の妥当性			
	① 目標に対応した適切な指標が設定されている。		○
	② 指標及び数値目標と事業内容の整合性が確保されている。		○
(2) 経済性			
	長寿命化やコストの削減に努めるなど経済性に配慮している。		○
(3) 自然環境等への配慮			
	自然環境や地球環境に対し、以下のような配慮をした事業である。 ・ 整備による風景への影響を最小限とするよう配慮 ・ 省エネの推進や再生エネルギーの活用 ・ 地域材等の天然材料等、生態系に配慮した資材の利用 ・ 外来種の持ち込み対策等に対する施工上の配慮 ・ 木材を利用する場合に間伐材を使用 ・ 廃棄物が発生する場合にリサイクル等を推進		○
★ (4) 実現可能性			
	① 関係機関や地域との合意が形成されている。		○
	② 整備完了後適切に維持管理が実施される予定である。		○
	③ 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。		○

注：★は必須項目



伊勢志摩国立公園  
Ise-Shima National Park

1. 近畿自然歩道線道路（歩道）整備事業（1）

2. 箱田山園地整備事業

3. 渡鹿野園地整備事業

4. 近畿自然歩道線道路（歩道）整備事業（2）

5. 登茂山園地整備事業

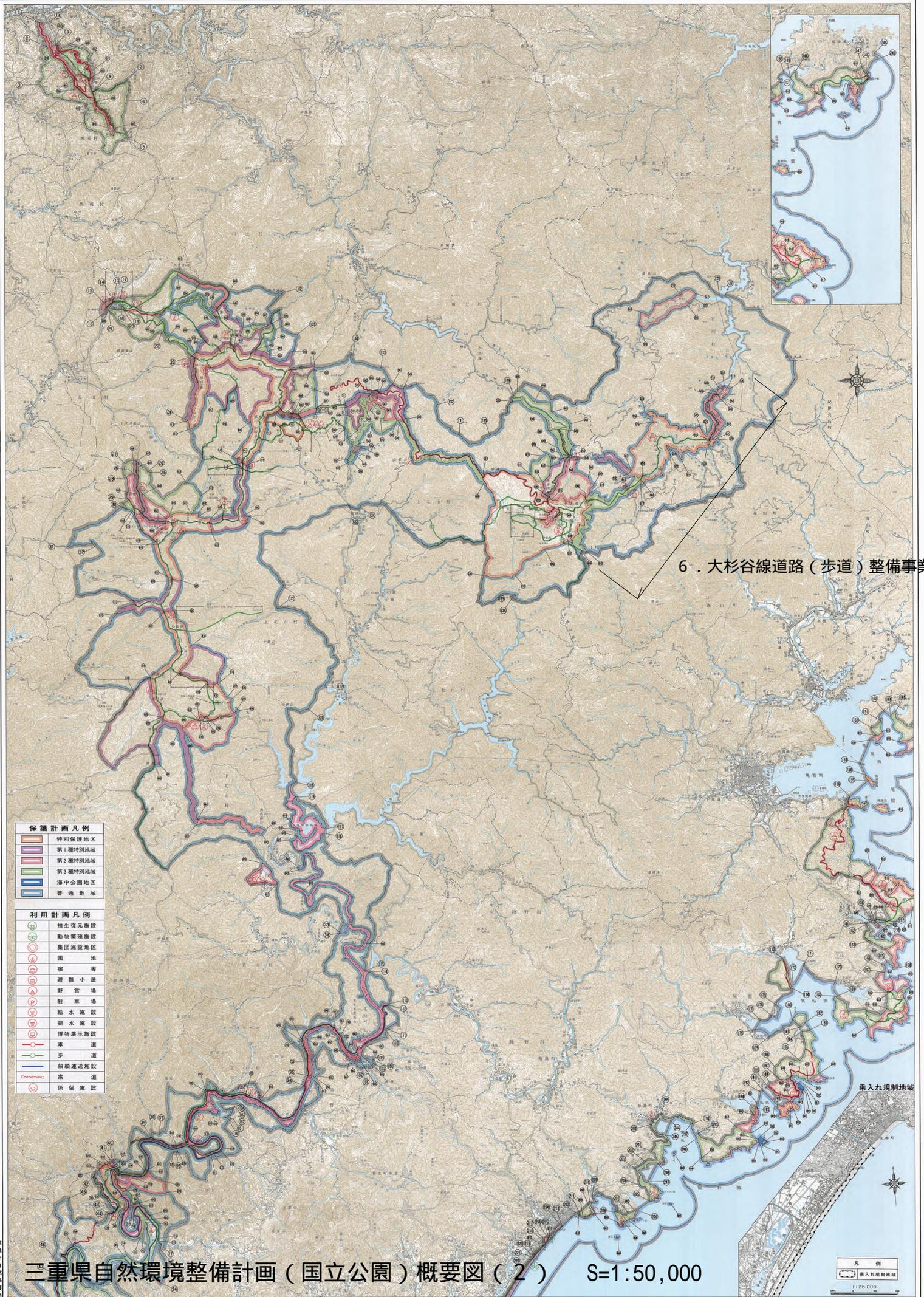
凡 例	
	特別保護地区 Special Protection Zones
	特別地域 Special Zones
	普通地域 Ordinary Zones
	乗り入れ規制地区 Restricted Zones of Vehicles, Horse and et al.

S=1:150,000

1:150,000

三重県自然環境整備計画（国立公園）概要図（1）

この地図の作成に当たっては、国土大院院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図メッシュ（標高）を使用したものである。（承認番号 平18総使、第565号） 使用地図は平成18年3月1日版 数値地図200000（地図画像）です。図葉毎に更新期日が異なりますのでご了承ください。



6. 大杉谷線道路(歩道)整備事業

**保護計画凡例**

	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	海中公園地区
	普通地域

**利用計画凡例**

	植生復元施設
	動物繁殖施設
	集団施設地区
	地
	宿舎
	遊覧小屋
	野営場
	駐車場
	給水施設
	排水施設
	博物展示施設
	車道
	歩道
	船舶運送施設
	索道
	保留施設

三重県自然環境整備計画(国立公園)概要図(2) S=1:50,000

乗入れ規制地域

凡例  
乗入れ規制地域